

千葉県健康づくり推進事業所認証実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県健康づくり事業実施要綱（平成25年7月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、就労者の生活習慣の改善、職場における健康づくりを促進する環境整備を図ることを目的として千葉市が行う千葉県健康づくり推進事業所の認証（以下「事業所の認証」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インセンティブ 健康づくりに取り組む意欲を高めるため、事業所の認証、千葉県ホームページ等での公表、表彰などを行うことをいう。
- (2) 事業所 労働安全衛生法の「事業場」をいう。

(対象となるもの)

第3条 事業の対象となるものは、市内に所在する事業所とする。ただし、次のいずれかに該当する事業所を除く。

- (1) 官公庁
- (2) 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税または法人税の未納
- (3) 千葉県暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団と密接な関係にある
- (4) 法令に違反している

(事業内容)

第4条 事業内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業所による健康づくりに関する取り組みの実施状況に応じたインセンティブの授与
- (2) その他事業の目的を達成するために市長が必要と認めるもの
(インセンティブ対象となる取り組み)

第5条 インセンティブの対象となる取り組みは、次の各号に掲げる取り組みとする。ただし、営利、政治、宗教活動を目的として実施している取り組みを除く。

- (1) 別表1に掲げる取り組み
- (2) その他市長が必要と認めた取り組み
(各取り組みの点数)

第6条 各取り組みの点数は、別表1のとおりとする。

(点数による申請基準)

第7条 実施した各取り組み内容は、別表1に基づき点数に換算し、点数の合計が500点に達した場合、事業所の代表者は、インセンティブの申請をすることができる。

(申請)

第8条 前条の規定による申請は、千葉県健康づくり推進事業所認証申請書（新規・更新）（様式第1号）（以下「申請書」という）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出する。

- (1) 千葉県健康づくり推進事業所実績報告書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 更新申請については、第12条に定める認証期間の最終日の2か月前から申請することができる。

(認証)

第9条 市長は、前条に定める申請書等を受理したときはその内容を審査し、第7条に規定する点数に達することを確認した場合、千葉県健康づくり推進事業所として認証し、申請者に対し、千葉県健康づくり推進事業所認証通知書(様式第3号)により通知するとともに、千葉県健康づくり推進事業所認証証(様式第4号)を授与する。

2 規定の点数に達していない場合は、申請者に対し、千葉県健康づくり推進事業所認証不承認通知書(様式第5号)により通知する。

3 市長は、申請した事業所に対して、必要に応じて取り組み内容について調査することができる。

(認証事業所)

第10条 事業所の認証を受けた事業所(以下「認証事業所」という。)は、健康づくりの取り組みを継続するとともに推進に努めるものとする。

(認証マーク)

第11条 市長は、千葉県健康づくり推進事業所を広く周知するため、千葉県健康づくり推進事業所認証マーク(以下「認証マーク」という。)を定めるものとする。

2 認証事業所が認証マークを使用する場合は、別に定める「千葉県健康づくり推進事業所認証マーク使用取扱基準」を遵守するものとする。

(認証ステッカー)

第12条 市長は、千葉県健康づくり推進事業所を広く周知するため、前条で定める認証マークを印字したステッカー(以下「認証ステッカー」という。)を作成し、認証事業所へ交付するものとする。

2 前項の規定により交付する認証ステッカーは、新規申請による認証事業所にあつては背景が白色のもの、更新申請による認証事業所にあつては背景が金色のものとする。

3 認証事業所は、第1項の規定により交付された認証ステッカーを店舗・事務所等で掲示することができる。

(認証の期間)

第13条 認証期間は、認証申請日の翌月1日から3年間とする。

(認証の取り消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 当該事業において不正を行った場合

(3) その他市長がふさわしくないと判断した場合

(情報の公開)

第15条 市長は、認証事業所の情報を千葉市のホームページ等で、公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、事業所名、所在地、業種等とする。

3 認証事業所は、公開情報に変更があった場合や、認証の辞退を求める場合は、千葉県健康づくり推進事業所変更届(様式第6号)または千葉県健康づくり推進事業所辞退申請書(様式第

7号)を市長に提出する。

(台帳の作成)

第16条 市長は、申請状況を明確にするために、千葉市健康づくり推進事業所台帳を作成し、記録しておくものとする。

(表彰)

第17条 市長は、職場における健康づくりの推進を図るため、認証事業所の中から、健康づくりの取り組みが特に優良な事業所を表彰するものとする。

2 表彰の基準等は、別に定めるものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

なお、すでに認証している事業所については平成30年4月30日までの認証期間とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

千葉市健康づくり推進事業所認証事業実施要綱の施行に伴い、本要領による認証事業所については、令和6年10月31日までの認証期間とする。また、新規申請の受付は令和5年7月1日以降、更新申請の受付は令和6年10月1日以降停止する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1 (事業所)

・以下の取り組みは、申請前1年間に実施したものに限る。

取り組み内容			点数	備考
健康づくり 計画の作成	1	従業員の健康づくり計画又は方針がある。	50	
健康診断の 実施	2	健康診断の結果のうち、有所見者数を集計している。	100	<ul style="list-style-type: none"> ・直近（当該年度又は前年度）の結果に限る。 ・集計する項目は、労働安全衛生法第52条に定める定期健康診断結果報告書の健康診断項目とする。
	3	健康診断の結果のうち、項目ごとに有所見者数を集計している。	100	
	4	健康診断の結果、精密検査等を必要とする者について、受診勧奨をし、受診したことを確認している。	100	
運動の実施 (ラジオ体操等)	5	週1回6か月以上継続	100	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操に類似の運動も可とする。 ・いずれかの点数に限る。 ・申請時以降も継続する見込みのあること。 ・申請時以降も継続する見込みのあること。
	6	週2回6か月以上継続	200	
	7	週3回以上6か月以上継続	300	
	8	地域住民も参加できる	50	
受動喫煙 対策	9	全面禁煙（敷地内又は建物内）	100	
	10	受動喫煙対策PRステッカー表示（*①）	10	
食育の推進	11	事業所独自に食育に取り組んでいる。例：社員食堂で、野菜たっぷりメニュー、塩分控えめメニューの提供や食生活に関する健康情報の提供（パンフレット配布）等	50	<ul style="list-style-type: none"> ・複数実施の場合も50点/年度
	12	健康づくり応援店証の表示（*②）	10	
メンタル ヘルス対策	13	メンタルヘルスチェックリストを実施し、従業員の体調観察に活用している。	50	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスを点数化するチェックリストを活用していること。
	14	健康相談を受けやすい体制や制度がある。	50	

*①受動喫煙対策PRステッカー配付実施要領によるもの

*②千葉県健康づくり応援店事業実施要綱によるもの

取り組み内容		点数	備考
社会貢献	15	地域住民向けに健康づくりイベントを開催 例：健康づくりフェスティバル等	50 ・複数実施の場合も 50 点 /年度
	16	地域住民向けに健康づくりに関する情報提供を実施 例：生活習慣病予防のパンフレットを、住民が自由に取ることができるように常時設置している等	50 ・複数実施の場合も 50 点 /年度
その他	17	従業員向けに健康づくりに関する講演会を開催 (運動実技を含まないもの) 例：生活習慣病予防講演会等	50 ・複数回実施の場合も 50 点 /年度 ・複数の事業所が合同で実施の場合は、各事業所に 50 点付与
	18	従業員向けに健康づくりのための運動講習会を実施(運動実技が主のもの) 例：チャレンジ運動講習会等	50 ・複数回実施の場合も 50 点 /年度 ・複数の事業所が合同で実施の場合は、各事業所に 50 点付与
	19	事業所内に、体重計又は血圧計、体組成計を設置し、自己管理に活用している。	50 ・複数設置の場合も 50 点 /年度
	20	健康づくりに関するパンフレットを従業員に配布、ポスター掲示を事業所内で実施等 例：階段活用ポスター、禁煙デーキャンペーンポスター等	50 ・複数実施の場合も 50 点 /年度
	21	上記の他、事業所独自の健康づくりに関する取り組み 例：従業員家族と一緒にウォーキング大会等	50 ・複数実施の場合も 50 点 /年度

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業所名
所在地

代表者職・氏名

印

千葉市健康づくり推進事業所認証申請書（新規・更新）

千葉市健康づくり推進事業所認証実施要領に基づき申請します。

なお、下記および別添「千葉市健康づくり推進事業所実績報告書」の取り組み内容については、千葉市が公開することを認めます。

また、千葉市健康づくり推進事業所認証マークの使用に際しては、「千葉市健康づくり推進事業所認証マーク使用取扱基準」を遵守します。

(フリガナ) 事業所名 所在地 電話番号 FAX URL	
業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業・漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他サービス業

以下、非公開事項

従業員数	内訳：常時雇用 人 人 非常時雇用 人
加入する 医療保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> その他
担当者 連絡先	所属 役職 <small>フリガナ</small> 氏名 電話番号 e-mail

千葉市健康づくり推進事業所認証実施要領第3条について該当するものにチェックをすること。

- 市税（本市が賦課徴収するものに限る）、消費税及び地方交付税、所得税または法人税の未納がない
- 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団と密接な関係にない
- 法令に違反していない

(様式第2号)

千葉県健康づくり推進事業所実績報告書

下記のとおり実施しましたので、報告します。

事業所名：

記入日： 年 月 日

取り組み内容		点数	実施状況	点数 計算欄	市確認欄
1	従業員の健康づくり計画または方針がある	50	有 ・ 無		
2	健康診断の結果のうち、有所見者数を集計している。	100	受診者数 _____人 (内訳) 所見あり _____人 所見なし _____人		
3	健康診断の結果のうち、項目ごとに有所見者数を集計している。	100	血圧 _____人 肝機能 _____人 血中脂質 _____人 血糖 _____人		
4	健康診断の結果、精密検査等を必要とする者について、受診勧奨をし、受診したことを確認している。	100	要精密検査 _____人 (内) 精検受診者 _____人		
5	ラジオ体操等の運動を週1回6か月以上継続	100	実施曜日及び時間：		
6	ラジオ体操等の運動を週2回6か月以上継続	200	平均参加人数：		
7	ラジオ体操等の運動を週3回以上6か月以上継続	300	開始時期：		
8	地域住民も一緒にラジオ体操等の運動に参加できる	50	有 ・ 無		
9	全面禁煙（敷地内または建物内）	100	敷地内・建物内		
10	受動喫煙対策PRステッカー表示	10	有 ・ 無		
11	事業所独自に食育に取り組んでいる	50	取り組み内容：		
12	健康づくり応援店証の表示	10	有 ・ 無		

取り組み内容		点数	実施状況	点数 計算欄	市確認欄
13	メンタルヘルスチェックリストを実施し、従業員の体調観察に活用している	50	実施頻度：		
14	メンタルヘルス対策として健康相談を受けやすい体制や制度がある	50	主な取り組み内容：		
15	地域住民向けに健康づくりイベントを開催している	50	実施日： 内容： 人数：		
16	地域住民向けに健康づくりに関する情報提供を実施	50	提供情報の内容：運動・休養 飲酒・喫煙・歯と口腔・その他 ()		
17	従業員向けに健康づくりに関する講演会を開催 (運動実技を含まないもの)	50	開催日： 内容： 人数：		
18	従業員向けに健康づくりのための運動講習会を実施 (運動実技が主のもの)	50	実施日： 内容： 人数：		
19	事業所内に、体重計または血圧計、体組成計を設置し、自己管理に活用している	50	有 ・ 無		
20	健康づくりに関するパンフレットを従業員に配布、ポスター掲示を事業所内で実施等	50	提供情報の内容：運動・休養 飲酒・喫煙・歯と口腔・その他 ()		
21	上記の他、事業所独自の健康づくりに関する取り組み	50	実施内容：		
合 計					

*取り組み実績の参考となるものを添付して下さい。

《わが社の健康づくり目標》
今後も従業員の健康づくりのため、事業所で取り組んでいきたい健康づくりについて記載して下さい。

(様式第3号)

千葉市健康づくり推進事業所認証通知書

年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで申請のありました千葉市健康づくり推進事業所について、
認証しましたので通知します。

今後も、貴事業所における主体的な健康づくりの取り組みを継続するとともに、より一層の
推進に努めて下さい。

記

- 1 認証事業所名
- 2 所在地
- 3 認証番号 第 号
- 4 認証期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 別添 千葉市健康づくり推進事業所認証証

(様式第4号)

千葉市健康づくり推進事業所認証証



事業所名

認証番号

認証期間 年 月 日～ 年 月 日

(様式第5号)

千葉県健康づくり推進事業所認証不承認通知書

年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで申請のあった千葉県健康づくり推進事業所認証の申請は、
次の理由により不承認となりましたので通知します。

(理 由)

(様式第6号)

千葉県健康づくり推進事業所変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業所名

所在地

代表者職・氏名

印

次のとおり、変更がありましたので、届け出ます。

1 認証番号 _____

2 変更事項

	変更前	変更後
事業所名 所在地 電話番号		

※事業所名が変更になった場合は、以下の書類を添付すること

千葉県健康づくり推進事業所認証証

名称変更通知の写しなど

(様式第7号)

千葉県健康づくり推進事業所辞退申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業所名
所在地

代表者職・氏名

印

次のとおり、千葉県健康づくり推進事業所の認証の辞退を申出ます。

認証番号	
事業所名 所在地 電話番号	
辞退理由	

※千葉県健康づくり推進事業所認証証を添付すること